

# 提言書を踏まえた市の取組(一覧)

条項ごとの提言要旨(R3.9)	提言を踏まえた市の取組(R3～R5)	その他の取組事例
<p><b>第1章 総則</b>  <b>第1条 目的</b>                      ・若い世代への認知度向上のため、学生が活躍できる仕組みを作ること。                      ・小中学校への早朝ミニ講座を継続して実施すること。                      ・解説書とは別に、わかりやすい媒体を作成すること。                      【参考資料4 提言書 P2 上から3つ目まで】</p>	<p><b>学生ボランティアの活用</b>                      学生ボランティア(ジモガク)の企画の主体となり得る団体から事業活動に関する問い合わせ、相談に対応し、「えべつまちづくりワークショップ」や「大麻あじさいロード雪囲いボランティア」の実施</p> <p><b>早朝ミニ講座の継続実施</b>                      小学校4年生、中学校2年生を対象とした講座を継続して実施</p> <p><b>リーフレットの作成</b>                      令和3年度にわかりやすさに重点をおいたリーフレット作成                      【参考資料3】</p> <p><b>パンフレットの作成</b>                      令和4年度にまちづくり活動に参加している市民、大学生、デザイナーら7名の市民グループによる条例をわかりやすく解説するパンフレット作成                      【参考資料2】</p>	
<p><b>第2条 定義</b></p>		
<p><b>第3条 市民自治の基本理念</b></p>		
<p><b>第4条 市民自治の基本原則</b></p>		
<p><b>第5条 この条例の位置付け</b>                      ・自治基本条例の法体系図を示し、わかりやすくすること。                      【参考資料4 提言書 P5 上から2つ目】</p>	<p><b>解説書の改訂</b>                      「法的位置づけ」の図表を新たに追加し、よりわかりやすい解説書となるよう改訂を実施                      【参考資料1 条文と解説 P1図】</p>	

## 提言書を踏まえた市の取組(一覧)

条項ごとの提言要旨(R3.9)	提言を踏まえた市の取組(R3～R5)	その他の取組事例
<p>第2章 市民 第6条 市民の権利</p>		
<p>第7条 市民の責務 ・「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」を、解説書やリーフレット等で柔らかい言葉で説明すること。 【参考資料4 提言書 P5 上から3つ目】</p>	<p><b>解説書の改訂</b> 厳しい表現により市民を萎縮させないよう柔らかい表現になるよう解説を工夫 【参考資料1 条文と解説 P7下段】</p> <p><b>表現の工夫</b> 市民や事業者のまちづくりへの参加に対するハードルを上げることのないよう、リーフレットやパンフレットの作成時に表現を工夫 【参考資料2、参考資料3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりアンケート等各種調査への回答</li> <li>・パブリックコメントの件数及び意見提出した人の数 (R3年度 10件 31人、R4年度 3件 10人 )</li> <li>・出前講座の利用による情報の取得 (R4年度 105回 3,821人 R5年度 133回 7,165人)</li> <li>・防災訓練や避難所運営訓練等への参加 (R4年度21,162人参加、R5年度26,694人参加)</li> </ul>
<p>第8条 事業者の責務</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内郵便局との住民サービスの向上に係る包括的連携に関する協定締結(H30年)</li> <li>・民間企業等と災害時協力協定を締結(R5年度末 76団体)</li> <li>・(株)ノーザンフロンティアと「環境学習等に関する協定書」を締結(H24年度)</li> <li>・えべつ市民カレッジ(H26～)</li> </ul>
<p>第3章 議会及び議員 第9条 議会の役割と責務</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回、市議会だよりを発行</li> <li>・議会ホームページの開設</li> <li>・委員会傍聴者に対する資料の提供(閲覧用)(H24～)</li> <li>・議会基本条例の制定(H25)</li> <li>・委員会における請願者の陳述機会の確保(H25～)</li> <li>・本会議のインターネット中継の実施(H26～)</li> <li>・市民と議会の集いの開催(H26～)</li> </ul>
<p>第10条 議員の責務 ・「市民の信託」という表現の定義を、解説書の中で説明すること。 【参考資料4 提言書 P5 上段】</p>	<p><b>解説書の改訂</b> 表現の見直しや注釈を増やすことにより、よりわかりやすく解説書(自治基本条例の条文と解説)を改訂 【参考資料1 条文と解説 P4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問における一問一答方式の実施(H24～)</li> <li>・委員会における自由討議の実施(H25～)</li> <li>・議案に対する賛否の公開(H26～)</li> </ul>

## 提言書を踏まえた市の取組(一覧)

条項ごとの提言要旨(R3.9)	提言を踏まえた市の取組(R3～R5)	その他の取組事例
<p><b>第4章 市長及び職員</b>  <b>第11条 市長の役割と責務</b>            ・【再掲】「市民の信託」という表現の定義を、解説書の中で説明すること。            【参考資料4 提言書 P5 上段】</p>	<p>【再掲】  <b>解説書の改訂</b>            表現の見直しや注釈を増やすことにより、よりわかりやすく解説書(自治基本条例の条文と解説)を改訂            【参考資料1 条文と解説 P4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例記者発表による情報提供</li> <li>・自己研修の支援、職場研修、職場外研修の実施(R4年度 768人受講、R5年度 811人受講)</li> <li>・市長との未来づくり懇談会(R5)</li> <li>・江別市人材育成基本方針改定版の策定(R5)</li> </ul>
<p><b>第12条 職員の役割と責務</b>            ・条例を理解して実際の業務に生かすため、市職員の研修等の内容をさらに工夫すること。            【参考資料4 提言書 P2 上から4つ目】</p>	<p><b>新人職員研修での周知</b>            4月実施の前期新人研修及び8月実施の中期新人研修内において、実業務へ生かすため新人職員向けに、自治基本条例についてわかりやすく説明(R5 37名受講)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年目以降の職員の政策形成、政策法務基礎研修を、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上のため実施</li> <li>・育児休業中の職員に対し、通信講座等の研修に関する情報の提供</li> </ul>
<p><b>第5章 行政運営</b>  <b>第13条 総合計画</b>            ・総合計画の内容及び進行状況に関して、市民への情報提供が適切かどうか、アンケート等で把握すること。            【参考資料4 提言書 P4 上段】</p>	<p><b>第6次総合計画の進捗状況確認のアンケート</b>            総合計画の進行状況を把握する目的であることを記載した上でアンケートを実施し、市民への情報提供の満足度を把握</p> <p><b>第7次総合計画への反映</b>            令和6年度を始期とする第7次江別市総合計画の策定に際し、多くの市民意見を把握するためにアンケートを実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表</li> <li>・第7次総合計画策定に係るえべつ未来づくりミーティング(R4)</li> <li>・第7次総合計画策定に係る行政審議会(R4～R5)</li> </ul>
<p><b>第14条 財政運営</b>            ・将来にわたって市民の負担となることが生じた場合は市民の理解と協力を得ながら財政運営を進めること。            【参考資料4 提言書 P4 上から2つ目】</p>	<p><b>財政状況の情報公開</b>            広報えべつや市ホームページで予算・決算に係る概要等について情報を公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント(H21～)</li> <li>・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表(H21～)</li> <li>・年1回、「財政の現状と課題」の公表</li> </ul>
<p><b>第15条 行政評価</b></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回、評価表(評価版・改革版)を公表</li> <li>・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入(H22～)</li> </ul>

## 提言書を踏まえた市の取組(一覧)

条項ごとの提言要旨(R3.9)	提言を踏まえた市の取組(R3～R5)	その他の取組事例
<b>第16条 政策法務</b> ・政策法務の一層の充実。 【参考資料4 提言書 P4 上から3つ目】	<b>職員研修の実施</b> 市職員の法制執務能力及び政策法務能力の向上を図るため、「政策法務(基礎)研修」、「政策形成(基礎)研修」、「政策形成能力(実践)研修」を実施	・政策法務(基礎)研修を実施(R5年度 25人受講) ・政策形成(基礎)研修を実施(R5年度 14人受講) ・政策形成能力(実践)研修(R5年度 14人受講)
<b>第17条 危機管理・防災</b>		・総合防災訓練の実施 ・地域連携避難所運営訓練の実施 ・自主防災研修会の開催 ・災害対応物品の整備 ・緊急貯水槽での応急給水訓練実施 ・北海道下水道災害対策会議幹事会および訓練 ・避難行動要支援者名簿の作成、避難支援等関係者への提供 ・避難行動要支援者避難支援制度ガイドの作成 ・個別避難計画の作成 ・避難所運営マニュアルの作成 ・防災あんしんマップの作成、配布 ・登録制メール、電話、FAXによる防災情報・避難情報等の発信 ・市HP・各種SNS(LINE等)による防災情報・避難情報等の発信
<b>第18条 行政手続</b>		・行政手続条例に規定
<b>第19条 外部監査</b>		・実施なし
<b>第20条 公益通報</b>		・内部通報及び外部通報受付窓口を設置 (江別市職員等からの公益通報に関する要綱、江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱)

# 提言書を踏まえた市の取組(一覧)

条項ごとの提言要旨(R3.9)	提言を踏まえた市の取組(R3～R5)	その他の取組事例
<p><b>第6章 情報共有の推進</b>  <b>第21条 情報共有</b>            ・広報えべつが、全ての市民に行き渡るよう、さらに努力すること。            ・緊急時の情報発信、情報共有の仕組みについて工夫すること。            ・行政情報のオープンデータ化を進めること。  <b>【参考資料4 提言書 P4 上から4つ目】</b></p>	<p><b>LINE公式アカウントの運用</b>            令和4年度から市のLINE公式アカウントで、毎月広報誌の発行に合わせて紙面の内容を情報発信及びPDF版の配信の実施</p> <p><b>紙での広報誌の配置</b>            新規開業店舗やこれまで配置していなかった店舗への配架依頼による新たな箇所での広報誌の配置</p> <p><b>LINEの活用</b>            市のLINE公式アカウントにて「防災情報」のカテゴリの設定</p> <p><b>様々な方法での情報発信</b>            ・地上波デジタル放送を活用した「地デジ広報サービス」の導入            ・市が保有するデータ一部をオープンデータとして公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江別市公式HP、携帯電話サイト運用開始(H22～)</li> <li>・広報えべつの発行(S25～、月1回)</li> <li>・市の出前講座による情報提供(H23～、R6 97講座)</li> <li>・リーフレットやパンフレットの発行</li> <li>・市民が傍聴できる会議等をHPで公表</li> <li>・各種計画の進捗状況の公表</li> <li>・各種事業の説明会開催</li> <li>・定例記者発表(H22～)</li> <li>・市HPフォトグラフえべつ(H21.3～)</li> <li>・在住外国人に向けた生活情報の提供</li> <li>・SNSでの情報発信(H28.4～)</li> <li>・市民参加予定事業の公表(H25～ 4月・10月)</li> <li>・市民参加実施状況の公表(H28～)</li> <li>・大学版出前講座の実施(H27～)</li> <li>・市民活動団体版出前講座の実施(H28～)</li> </ul>
<p><b>第22条 情報公開</b></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例に基づく公文書公開請求等の受付(R4年度 16件、R5年度 20件)</li> <li>・審議会等に関する会議の公開</li> <li>・まちづくりや市政に関する公表</li> </ul>
<p><b>第23条 個人情報の保護</b>            ・十分なセキュリティ対策等を行うこと。  <b>【参考資料4 提言書 P4 下段】</b></p>	<p><b>研修の充実</b>            新規採用職員研修及び事務取扱担当者等を対象とした情報セキュリティ研修や講習会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する法律施行条例(R5年施行)</li> <li>・個人情報開示請求等の受付</li> <li>・個人情報の流出を防ぐため仮想ブラウザを導入</li> <li>・外部からのメールデータを安全に閲覧・保存するためファイル無害化システムの導入</li> </ul>

# 提言書を踏まえた市の取組(一覧)

条項ごとの提言要旨(R3.9)	提言を踏まえた市の取組(R3～R5)	その他の取組事例
<p><b>第7章 市民参加・協働の推進</b>  <b>第24条 市民参加の推進</b>            ・アンケート調査の意見への対応を市民へ周知すること。            ・市民参加実施状況は、さらに具体的な数字等を組み込むこと。            ・多くの市民が参加しやすいよう、オンラインでの参加も進めること。            ・意見公募(パブリックコメント)は、分かりやすい資料を作成し、分かりやすい言葉を使って回答する等、多くの市民が参加しやすくすること。            ・委員公募にあたっては、選考基準をより明確で分かりやすいものにすること。  <b>【参考資料4 提言書 P2 下から2つ目】</b></p>	<p><b>市民参加の推進(市民向け)</b>            ・まちづくり市民アンケート調査結果をホームページに掲載            ・市民参加の手続きを実施した結果、どのように市政へ反映されているかがわかるように「市民参加の実施状況」の詳しい内訳の記載や「市民参加による成果」欄を市民参加実施状況調査において、新たに追加            ・一部の審議会にてオンライン開催やハイブリット開催の実施</p> <p><b>市民参加の推進(職員向け)</b>            職員が市民参加の手続きを実施する際の指針となる「市民参加手続き職員ガイドライン」を作成</p>	<p>・附属機関等の設置(R4年度 市民公募委員数63名)            ・パブリックコメントの実施(R4年度 3件 10人の意見提出)            ・市民説明会の開催(R4年度 3回 181人参加)            ・ワークショップの開催(R4年度 7回 312人参加)            ・アンケート調査の実施(R4年度 7回 6,218人回答)            ・市民参加条例の制定、施行(H27～)</p>
<p><b>第25条 市民協働の推進</b>            ・協働の事例をあげて広めていくこと。            ・協働についての意識を高める取組や、まちづくり活動の充実を図る取組を進めていくこと。            ・大学の協力のもとデジタル化を進めるほか、オンラインを活用した市民協働を進めること。  <b>【参考資料4 提言書 P3 下から3つ目】</b></p>	<p><b>「協働」という言葉の市民周知</b>            令和3年12月号以降の広報えべつに毎号掲載している市民活動団体へのインタビューやまちづくり活動を紹介する記事の掲載</p> <p><b>「自治基本条例」の市民周知</b>            協働についての意識を高める取組として、令和3年11月号の広報えべつにて巻頭特集「私たちがえべつをつくる」の中で5ページに渡り、市民への周知を実施</p> <p><b>市内大学の協力のもとでのデジタル化</b>            大学連携調査研究事業において、希望する研究題材として「デジタル化」を提示するほか、大学側からも「デジタル化」の提案提示</p> <p><b>オンラインを活用した市民協働</b>            市民活動団体の活動をインターネット上で周知しているほか、ZOOM講座を開催し、その活用をサポート</p>	<p>・自治会活動への支援            [ 江別市自治会連絡協議会及び自治会への補助            自治会活動・運営お役立ちマニュアル改訂(R3)            えべつ地域活動運営セミナー開催(H26～)</p> <p>・江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業  <b>【協働事例 R3:168件 R4:177件 R5:172件】</b></p> <p>・新しい取組を始める団体への補助  <b>【実施事業件数 R3～R5 各2団体】</b></p>

## 提言書を踏まえた市の取組(一覧)

条項ごとの提言要旨(R3.9)	提言を踏まえた市の取組(R3～R5)	その他の取組事例
<p>第8章 住民投票 第26条 住民投票 ・解説書などに住民投票についての全体の流れや手続きを載せること。 【参考資料4 提言書 P5 下から3つ目】</p>	<p>解説書の改訂 住民投票が行われるまでの流れを図表として追記 【参考資料1 条文と解説 P22】</p>	<p>・個別設置型のため実績なし</p>
<p>第9章 他の自治体等との連携及び協力 第27条 他の自治体等との連携及び協力</p>		<p>・近隣市交流事業の開催 ・さっぽろ連携中枢都市圏による事業連携 ・石狩地方開発促進期成会における要望・提案書の提出 ・市内大学、食品加工研究センターと連携した食関連産業の立地環境の整備 ・道央圏連絡道路整備促進期成会における要望活動 ・江別・南空知先端医療推進協議会の開催 ・地域医療連携(オンラインによる患者医療情報の提供) ・学生地域定着自治体連携事業の実施(H27～) ・札幌市水道局との災害時相互応援、人材育成・組織力強化に関する取組についての連携協力 ・姉妹都市グレスラム市及び友好都市土佐市との交流事業 ・災害時における被災地への職員派遣及び物資の提供</p>
<p>第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価 第28条 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</p>		<p>・自治基本条例検討委員会の設置</p>
<p>第11章 条例の見直し 第29条 条例の見直し 適時適切に有識者や関係者から、次回の検討に必要な情報を集めて準備を進めること。 【参考資料4 提言書 P5 下から2つ目】</p>	<p>提言を踏まえた助言 本委員会の委員及び市民活動団体から、事前に助言をいただいたうえで、会議の進め方やアンケート(案)の設問・内容を作成</p>	<p>・自治基本条例検討委員会において検証予定</p>